「葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱」における出店予定者の手続きフロー

新設

出店計画
小売業500㎡以上1,000㎡以下
飲食店等500㎡以上

↓

産業経済課へ事前連絡
届出書（案）提出（書面一部・ＰＤＦ形式）

↓

※関係各課と事前協議・調整

→ **危機管理課**
環境課・清掃事務所
都市計画課・住環境整備課
建築課・道路管理課
交通政策課・道路補修課
教育総務課

約２か月

※各課との協議内容は産業経済課がとりまとめ、「要望・指摘事項等の一覧」をお渡しいたします。回答欄の記入後、ご提出をお願いいたします。

２か月

※新設計画届出書提出（書面一部・ＰＤＦ形式）
（回答欄記入の「要望・指摘事項等の一覧」も添付）

※ 事前協議の内容を反映したもの

・関係各課からの指摘・意見等に従わないとき
・周辺の生活環境・商業環境に著しい悪影響が予想されるとき　等

↓

説明会開催

↓

説明会（説明会に代わる掲示）
開催報告書提出

※説明会を実施した場合は配布チラシや議事録等の資料のご提出もお願いいたします。

説明会開催から3週間以内

↓

近隣住民から協議申し入れ

なし → 出店

あり → 近隣住民と出店予定者による協議

↓

特定商業施設協議報告書提出

↓

出　店

協議が調わない場合 → (区)検討委員会開催

↓

（特に必要がある場合）
協議結果の公表

関係各課と再協議

改善 → 出店

改善なし → (区)検討委員会開催

５か月